



広島県報

定期
第41号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

- 出納長の事務の一部委任 (審査指導室)
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生室)
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (〃)
- 道路の区域変更 (道路河川管理室)
- 道路の供用開始 (〃)
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (尾三地域事務所)
- 公安委員会告示 (〃)
- 遊技機の型式の検定の告示 (〃)

告示

広島県告示第五百九十七号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部を委任させた。
 平成十八年六月五日

広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の一部の委任を受けた出納員 広島県立祇園北高等学校に所属する次の職員 小谷直美	委任した事務 一 当該出納員の所属する麻の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	委任した年月日 平成十八年五月二日
---	---	----------------------

広島県告示第五百九十八号
 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による講習会として、次の管理美容師資格認定講習会を指定した。
 平成十八年六月五日

広島県知事 藤田雄山

一 主催者

東京都港区虎ノ門二丁目二六番五号
 財団法人理容師美容師試験研修センター
 講習期間
 平成十八年十月二日、十六日及び三十日並びに平成十八年十一月十三日、二十日及び二十七日

三 講習会場

広島市中区基町五番四四号 広島商工会議所

四 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
公衆衛生学	九時間（三時間）
衛生管理	一八時間（六時間）

（ ）内は通信講習を行う時間数

五 受講料

一万四千元

広島県告示第五百九十九号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による講習会として、次の管理美容師資格認定講習会を指定した。
 平成十八年六月五日

一 主催者
 東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号
 財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習期間
 平成十八年十月二日、十六日及び三十日並びに平成十八年十一月十三日、二十日及び二十七日

三 講習会場
 広島市中区基町五番四号 広島商工会議所

四 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
公衆衛生学	九時間(三時間)
衛生管理	一八時間(六時間)

() 内は通信講習を行う時間数

五 受講料
 一万四千元

広島県告示第六百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年六月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月五日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
 路線名 上三永竹原線
 道路の区域

区間
 新旧別
 敷地の幅員
 延長
 備考

区間	新	旧	備考
東広島市西条町上三永字風上七六〇番一地先から東広島市西条町上三永字風上七五二番一地先まで	一三・〇〇〇 一八・五〇〇	二三・〇〇〇 二〇・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長 一〇・〇〇〇メートル
	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	

広島県告示第六百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年六月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月五日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
原線上三永竹	東広島市西条町上三永字風上七六一番一地先から東広島市西条町上三永字仙女峯三四七番一地先まで	平成十八年六月五日

公 告

世羅西町黒川土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。
 平成十八年六月五日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

(就任役員)

職名	氏名	住所
理事	谷 氏 進	世羅郡世羅町大字小国四七三二・三
	中門出 幸 雄	〃 〃 〃 〃 〃 二七九
	小林 二	〃 〃 〃 〃 〃 一九一六・三
	横山 文 三	〃 〃 〃 〃 〃 七四九
	谷所 正 規	〃 〃 〃 〃 〃 一五八七・二

